

尼崎市地球温暖化対策推進計画(改訂案)

第 1 章 尼崎市地球温暖化対策推進計画の基本的事項

(略)

ウ 本市の動向

本市の環境関連計画において地球温暖化などの地球規模の課題に対する取組が初めて取り上げられたのは、平成 8 年（1996 年）に策定された「地球環境を守るわたしたちの行動計画（ローカルアジェンダ 21 あまがさき）」であり、その後も、尼崎市環境基本計画（第 1 次：平成 15 年（2003 年）、第 2 次：平成 25 年（2013 年））を策定し、取組を推進しています。

地球温暖化対策推進法の制定以降は、法令に基づき尼崎市地球温暖化対策地域推進計画（第 1 次：平成 19 年（2007 年）、第 2 次（以下「前計画」という。）：平成 23 年（2011 年））を策定し、取組を進めてきました。また、平成 25 年（2013 年）には、国から「環境モデル都市」の選定を受けており、その具体的な取組の道筋については、尼崎市環境モデル都市アクションプラン（以下「前アクションプラン」という。）として平成 26 年（2014 年）に示しています。

地球温暖化による危機を市民や事業者と共有し、この危機を乗り越えるために行動していくことを目的に、令和 3 年（2021 年）6 月に「尼崎市気候非常事態行動宣言」を表明し、「2050 年までに脱炭素社会を実現するために、2030 年の二酸化炭素排出量を 2013 年比で 50 %程度削減することを目指す」とを宣言しました。また、宣言の表明により、取り組める対策を積み上げて削減目標を設定するというこれまでの考え方（フォアキャスト）から令和 32 年度（2050 年度）までに脱炭素社会を実現するために必要となる二酸化炭素削減量を設定したうえで、対策を講じていくという考え方（バックキャスト）に転換することとしました。

脱炭素社会の実現に向けては、尼崎の南部に位置する阪神電車沿線エリアのうち、阪神タイガースファーム施設が入る小田南公園や大物公園、大物川緑地、市内の阪神電車の各駅や尼崎車庫において、省エネルギー・再生可能エネルギー設備の導入や電力の地産地消などに取り組むことで、地域の脱炭素化を進めていくこととしており、令和 4 年（2022 年）4 月に環境省から脱炭素先行地域に選定されました。

補足説明 環境モデル都市

環境モデル都市とは、温室効果ガス排出量の大幅な削減と低炭素社会の実現に向け、高い目標を掲げて先駆的な取組に挑戦する都市として国が選定しているもので、本市は平成 25 年（2013 年）3 月に選定を受けています。



「環境モデル都市 あまがさき」のロゴマーク

補足説明 脱炭素先行地域

脱炭素先行地域とは、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減も地域特性に応じて実現する地域です。



脱炭素先行地域

兵庫県尼崎市

脱炭素先行地域 ロゴマーク

(略)

第4章 二酸化炭素排出量の現状趨勢と削減目標

(略)

3 指標

本計画としては、削減目標の達成を最終的な目標として目指しますが、二酸化炭素排出量と関係性の深いエネルギーの状況や本市の二酸化炭素排出量の8割以上を占める産業部門、業務その他部門、家庭部門については計画の進捗状況を把握するために指標の設定を行い個別に状況を確認することとします。

(1) エネルギーに関する指標

電力のCO₂排出係数に依存しない指標として、エネルギー使用量を設定します。また、電力の小売自由化に伴い、市民・事業者がそれぞれ環境負荷の低い電力を選択できることから、本市において使われた電力のCO₂排出係数を指標として設定します。

対象	平成 25 年度 (2013 年度) 【基準年度】	令和 12 年度 (2030 年度) 【目標年度】
エネルギー使用量	37,990 TJ	26,752 TJ
市内電力の CO ₂ 排出係数	0.52 kg-CO ₂ /kWh	0.25 kg-CO ₂ /kWh

※ 目標年度における「エネルギー使用量」は、CO₂排出係数を0.25 kg-CO₂/kWhとして算出しています。

(2) 部門別の指標

社会経済活動における二酸化炭素排出量の効率性を把握するため、産業部門は製造品出荷額等、業務その他部門は業務用建築物の延床面積、家庭部門は世帯数を分母とする排出原単位を指標として設定します。

対象	平成 25 年度 (2013 年度) 【基準年度】	令和 12 年度 (2030 年度) 【目標年度】
産業部門	1,388 kg-CO ₂ /百万円	702 kg-CO ₂ /百万円
業務その他部門	200 kg-CO ₂ /m ²	94 kg-CO ₂ /m ²
家庭部門	2,867 kg-CO ₂ /世帯	1,108 kg-CO ₂ /世帯

※ 目標年度における各指標値は、現状趨勢を推計する際の増減率を踏まえた値を分母として算出しています。

(3) 再生可能エネルギーに関する指標

再生可能エネルギーの普及状況を把握するため、太陽光発電設備導入量を指標として設定します。

対象	令和 4 年度 (2022 年度) 【基準年度】	令和 12 年度 (2030 年度) 【目標年度】
太陽光発電設備導入量	2 万 kW	4 万 kW

※ 固定価格買取制度の対象となる10kW未満の設備を対象とします。

(略)

第6章 緩和策

(略)

2 施策

取組方針1 環境に配慮した生活・事業の促進

日常生活や事業活動に起因する環境負荷を軽減していくための啓発や情報提供を通じて、地球温暖化問題への関心を喚起し、市民や事業者の環境配慮行動が定着するよう促していきます。また、環境配慮行動による二酸化炭素排出量の削減価値については、積極的に「見える化」を行うことで、削減効果を実感できるものとしします。

施策① エコライフの推進

【重点】

- ・インセンティブを付与することで地球温暖化対策に関する知識や関心を実際の環境配慮行動に移せるよう促します。
- ・**デコ活タームチョイス運動**の推進などにより日常生活に起因するエネルギー使用量や二酸化炭素排出量に関心をもってもらうとともに、取り組める環境配慮行動について啓発していきます。
- ・3Rの推進により家庭系ごみの処理に必要なエネルギーやプラスチックごみの焼却に伴う二酸化炭素排出量の削減につなげます。
- ・あまがさき環境オープンカレッジを中心として、環境に関する講座・イベントの開催や情報提供を行うことで、地球温暖化問題への関心の喚起や環境配慮行動を普及していきます。
- ・**脱炭素先行地域としての取組を周知することで、市民等の環境配慮行動を促します。**

施策② 省エネ診断の推進

【重点】

- ・本市における二酸化炭素排出量の大部分を占めている産業・業務その他部門からの二酸化炭素排出量の削減を進めていくため、事業者に対する省エネ診断を実施し、効果的な対策を把握します。
- ・省エネ診断員制度の運用により省エネ対策の専門家の育成とあわせ、診断結果に基づく省エネ対策が適切に行われるよう支援します。

施策③ 環境経営の推進

- ・環境マネジメントシステムの認証取得の支援や省エネや**再エネ**などに関する情報提供等により事業者の環境経営を推進します。
- ・3Rを推進することで事業系ごみの処理に必要なエネルギーやプラスチックごみの焼却に伴う二酸化炭素排出量の削減につなげます。

施策④ 環境関連製品・サービスの普及

- ・環境・エネルギー関連企業の製品・技術開発や創業を支援するとともに、環境負荷の低減に寄与する製品を「あまがさきエコプロダクツ」として認証し、市内外にPRすることで、環境と経済の両立を進めます。
- ・新技術などを学ぶことのできる講習会・セミナーを開催し、環境・エネルギー関連企業の今後の事業活動に役立てます。

施策⑤ 環境影響評価による事業者への環境配慮の促進

- ・尼崎市環境影響評価等に関する条例に基づき、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業については、事業者に対し、二酸化炭素排出量の削減などの環境配慮を促します。

補足説明 デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）とは

デコ活とは、二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を組合わせた造語で、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向け、国民・消費者の行動変容、ライフスタイルの転換を強力に促すための新しい国民運動です。

本市ではデコ活の前身となる国民運動「COOL CHOICE（クールチョイス）」に賛同し取組を進めていましたが、令和5年（2023年）7月にCOOL CHOICEからデコ活へと国民運動が移行されたため、本市も同様にデコ活の推進へ移行しました。

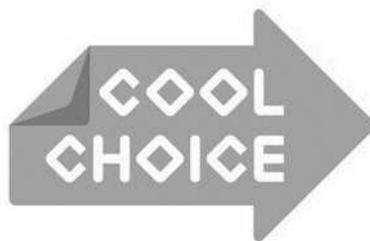


デコ活 ロゴマーク

補足説明 COOL CHOICE（クールチョイス）

COOL CHOICE（クールチョイス）とは日本語に訳すと「賢い選択」を意味する言葉で、脱炭素社会の実現に向け、省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動などを積極的に選んでいくという国民運動のことです。例えば、エコカーやエコ家電に買い替える、公共交通機関を利用するなど日常生活における選択をなるべく温室効果ガスを排出しない賢い選択に転換していくというものです。

本市もこの運動に賛同して「COOL CHOICE」宣言を行っており、市民の皆さまの環境配慮行動を支援してきています。



未来の
ために、
いま選ぼう。

COOL CHOICE ロゴマーク

取組方針 2 省エネ型建築物・設備の普及

建築物やこれに付随する設備は、一度、整備されるとその後のエネルギー使用量や二酸化炭素排出量を長期にわたって決定づけることになります。そのため、建築物やこれに付随する設備が整備される際に、効率的・効果的な対策を行うことで可能な限り環境に配慮されたものにします。

施策⑥ 省エネ型住宅の普及

【重点】

- ・建築物の断熱性能の向上や高効率な機器の導入によりエネルギーを「省き」「創り」「蓄え」「整える（管理・調整）」~~「省・創・蓄・整エネ~~を行うことで空調や給湯、照明などの設備におけるエネルギー使用量の大幅な削減やエネルギー収支が正味でゼロ以下となるような住宅の普及を進めます。
- ・太陽光発電設備の導入を推進するだけでなく、余剰電力の固定価格買取制度に基づく買取期間が終了した太陽光発電設備が、引き続き有効活用されるよう支援します。
- ・低炭素建築物や長期優良住宅の認定制度、建築物環境性能評価制度（CASBEE）の運用などにより環境負荷の少ない住宅の普及を進めます。

施策⑦ 効率的・効果的な省エネ対策の推進

【重点】

- ・事業者の自主的な省エネ対策だけでなく、本市における産業構造を踏まえた有効な省エネ対策や二酸化炭素排出量の削減ポテンシャルを把握し、効率的・効果的な対策を講じます。また、省エネ対策に関心のある事業者の掘り起こしを行います。
- ・水素などの新エネルギーの利用や新技術を活用した機器の導入を支援することでエネルギーの低炭素化や効果的な省エネ対策を進めます。

施策⑧ 省エネ型事業所・工場の普及

- ・事業所や工場全体での省エネを進めるために BEMS や FEMS の導入を促進します。
- ・高効率な機器の導入が継続的に行われるよう民間資金の活用を検討します。
- ・建築物環境性能評価制度（CASBEE）や建築物省エネルギー性能表示制度（BELS）の活用、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の運用等により省エネ型建築物やネット・ゼロ・エネルギー・ビルディング（ZEB）の普及を進めます。

施策⑨ エコカーの普及

- ・燃費がよい自動車（エコカー）の導入支援や啓発により普及を進めます。
- ・国や県と連携し、商用車対応の水素ステーションの整備を検討します。

取組方針3 効率的なエネルギー利用のできる都市への転換

エネルギーの地産地消とエネルギー管理の観点をもったまちづくりを進めることで、効率的なエネルギー利用のできる都市に転換させていきます。また、本市はコンパクトな市域内に様々な都市機能が集まっており、自動車に依存しない自転車や公共交通機関での移動を中心としたまちづくりを進めることで、移動に必要なエネルギーの低減を進めます。

施策⑩ エネルギーの地産地消・融通の検討

【重点】

- ・再生可能エネルギーによって発電した電力の地産地消・融通を進めることにより市内で使われるエネルギーの低炭素化を図ります。
- ・電力と熱を同時に供給できるコージェネレーションシステムの導入により地域におけるエネルギーの利用効率の向上を図ります。

施策⑪ エネルギー管理の観点を活かしたまちづくりの推進

【重点】

- ・一定規模以上の住宅開発が行われる際には、街区内でのエネルギー管理を推進するとともに、環境配慮行動の促進や地域経済の活性化などが伴う付加価値のあるまちづくりを進めます。
- ・脱炭素先行地域の取組を確実に進めるとともに、この取組を周辺地域へと波及させていくことで、地域の脱炭素化を進めます。

施策⑫ 自転車や公共交通機関の利用環境の向上

- ・自転車レーンや駐輪場などの整備の促進などにより自転車の利用環境の向上に努めます。
- ・持続可能な地域交通体系の確保のため、モビリティ・マネジメントを推進することで公共交通機関の利用促進などに努めます。

施策⑬ 都市機能の集積の確保

- ・利便性の高い鉄道駅周辺などのエリアで生活に必要な都市機能を確保していくことで、過度に自動車に頼らない生活につなげます。

(略)

第7章 適応策

(略)

3 施策

取組方針4 気候変動の影響・被害に関する情報収集・備えの推進

気候変動により生じるおそれのある影響・被害の主な原因となる①気温の上昇、②降水パターンの変化への対応を施策の対象としますが、この他に、気候変動の影響・被害に関する情報が少ないことから、情報収集を行い、庁内だけでなく、市民・事業者への情報提供を行いながら、適応策の意義・必要性についての意識の共有化に取り組んでいきます。

また、現状の影響・被害の軽減・回避に資する取組に適応策の要素を加えることで、適応策の充実を図るとともに、対応ができていない分野については、対策を講じていきます。

施策① 気候変動による影響・被害に関する情報収集・発信

- ・気候変動の影響・被害については不明な点が多いことから、国や関係機関などからの情報収集に努めます。
- ・気候変動の影響・被害に関する情報提供や環境教育などを通じて、市民・事業者の適応策の理解を深めます。
- ・様々な分野において適応策を講じていくために、庁内における適応策の意義・必要性について意識の共有化や取組状況とその課題について情報共有を図ることに加え、気候変動の影響・被害を予測し、必要となる取組を整理していきます。

施策② 気温の上昇への対応の推進

- ・平均気温が上昇傾向にあることや真夏日・熱帯夜が増加傾向にあるだけでなく、近年は熱中症搬送者数も増加しているため、予防・対処方法に関する情報提供や注意喚起を行います。
- ・熱帯性の感染症が拡大するおそれがあるため、注意喚起を行います。
- ・都市部である本市においてはヒートアイランド現象と相まって、気温の上昇が進むおそれがあることから、緑化や人工排熱の低減を進めていきます。
- ・危険な暑さから避難できる場所として、クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定を進めます。
- ・常時監視測定により、大気質や水質などへの影響の有無を把握します。
- ・定期的な生物調査などにより動植物の生息・生育への影響の把握に努めます。
- ・農作物の生育障害・品質の低下が生じる可能性があるため、栽培技術や害虫被害に関する情報を提供します。

施策③ 降水パターンの変化への対応の推進

- ・市域の約 30 %が海拔ゼロメートル地帯にあり、水害を受けやすい条件にあるため下水道設備の維持管理や河川の治水対策に努めます。また、災害時の被害を軽減するため、防災について学ぶ機会の提供やハザードマップの周知にも取り組みます。
- ・水道インフラについては、強雨による水源の異常濁度や濁水などへの対策に、引き続き備えます。
- ・農作物の生育障害・品質の低下が生じる可能性があるため、栽培技術や害虫被害に関する情報を提供します。
- ・水害などの発生時においても事業活動が継続できるよう中小企業の減災対策に係る取組の啓発に努めます。